



みやけ
三宅

かずひろ
和広

議員



詳しくはコチラ

「カスハラ」から
働く人を守る！



Q労働施策総合推進法が改正された。

今回の改正では、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、カスタマーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置義務を課すことになった。カスハラにより市職員の就業環境が害されることがないように、対策基本方針や対応マニュアルを早急に策定する必要があるのではないか。

A本市におけるカスハラへの対応は、現在、暴力的不当要求行為に対する職員マニュアルに基づいて行っている。今後、法改正の趣旨を踏まえて、マニュアルを改定するなど、職員の円滑な職務の執行と安全確保について、一事業所として適切に対応していく。

Qマニュアル策定の他にも、録音機能がある電話機に換えたり、カスハラ撲滅宣言をする自治体がある。そうした取り組みも必要ではないか。

A防犯カメラのような物的なものが職員を守る一つの手助けになるのであれば、そうした整備も進めていきたい。

